

児童虐待に対する心理学的対応についての提言

井上 知子

はじめに

インターネットで3月9日の児童虐待に関する国内の新聞記事を検索しただけで約40件の虐待に関するニュース、社説などが抽出された。月に一度はインターネットにより不登校、いじめ、児童虐待など子どもの問題についての実態を把握するために検索をするが、毎回、約40件の児童虐待が抽出される。このような状況について指摘をするまでもなく、毎日のように種々の虐待により子どもが犠牲になった事件についての報道がなされている。医学、社会福祉分野などそれぞれの領域において、児童虐待の被害にあった子どもに対する対応がなされ、さらにはいかにすれば防止できるかについて真剣に議論されてきた。本研究は、追手門学院大学心理学部・社会学部開設記念として「児童虐待に関するシンポジウム」が行なわれ、シンポジストとして小児科の医師であり児童虐待防止協会理事の納谷保子氏、社会福祉の立場から児童養護施設「救世軍希望館」館長前田徳晴氏及び心理学の対場から筆者が参加したがその時の議論を元に、今一度心理学の立場での今までの自分自身の経験から、完全に虐待をなくすことはできないまでもいかにすれば減少し防止することができるかについて考察を行い、さらに加えて非常に早急な解決が求められている現状の中で現実には何をどのようにすることが必要なかについて考察していくことを目的に論考をおこなうこととする。

1) 児童虐待とは

(1) 児童虐待の沿革

児童虐待という用語についてであるが、筆者は今までどちらかという「虐待」という言葉そのもののもつ語感に対して“および腰”的であった。マスメディアの報道を見る限り「非常に悲惨な出来事が子どもの身に突然降りかかってくる」というようなイメージを抱きがちである。

厚生労働省は“子どもの虐待対応の手引きの改正について”と題して平成19年1月23日づけで、ホームページに全文を掲載した。その第1章「子どもの虐待の援助に関する基本事項」の1. 虐待とは何かの節において改めて我が国の虐待の沿革と虐待のとらえ方、定義等について叙述している。その中の「虐待の沿革」の節によると、我が国では昭和8年に「児童虐待防止法」が制定され、昭和22年には「児童福祉法」が制定されて前の「児童虐待防止法」は廃止されたが、第34条に児童虐待防止法の中にあった禁止事項が掲げられていることをまず述べている。昭和8年にしても戦後間もない22年にしても子ども観が現在とは大きく異なっており、社会の絶対的な貧困と家父長的家族制度による「私物的我が子観」が背景にあり、幼児が犠牲になっていたと述べられている。古くから、ある地方では貧しさ故に「間引き」の風習があり、生まれたばかりの子供の命を絶つことが罪にはならなかった時期も長く続いていたことがわか

っており、その中で、今では虐待と見なされる養育態度も当然のしつけとしておこなわれてきた事実も語り継がれている。すなわち、虐待はあたかもアメリカ等外国でおこなわれていたのが、近年になって日本でも見られたかのようにいわれているが、実は日本においても古くから現在では虐待と見なされる行為はおこなわれていた。しかし、それらの行為を日本では虐待と考えていなかったというのが実情であるといえよう。筆者自身も児童期までは外で暗くなるまで遊んでいたりと、近所のおじさんやおばさんから「早く家に帰らないと怖い人が来てさらわれて連れて行かれるよ」とか「売られるよ」といわれてあわてて家に帰っていた記憶がある。このようなことが事実としておこなわれていたのか否かは明確ではないが、古くは家のために花街に売られていたことは史実にあることから、このような誘拐に近いことが起こっていたことも事実としてあったのではないかと考えられる。

1973年には、当時の厚生省が「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」をおこない、その後、府県単位でも「虐待を受けた児童に関する調査」が実施されるようになった。上述の厚生労働省の報告によると、1989年に国際連合で「児童の権利に関する条約」が採択され、その第19条に「締結国は、児童は父母、法廷保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的暴力を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、および教育上の措置をとる。」と明記されていることが記されている。これによって初めて国際的に条約の中に児童虐待やネグレクトが明記されたことは画期的なことであったとも記載されている。日本においても厚生省で、1990年から児童相談所における虐

待を主訴とする相談処理件数を報告例により公表すると同時に、1996年から「児童虐待ケースマネジメントモデル事業」を8道府県で実施し推進することになった。報告書ではさらに続けてその後の対応について詳細に述べられているが、この報告を読むほどにいかにも日本における対応が遅きに失したかが痛感され、さらにはこのような対応を受けて公的機関のみならず民間団体においても取組がおこなわれるようになってきているが、それにもかかわらず、最初に触れたように深刻な事例はむしろ増加しているのが現状であることも思い知らされる。行政においては2004年には「平成16年児童虐待防止法改正法」が成立し、子どもの虐待の定義の明確化、国および地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認および安全の確保および安全の確保に万全を期すための基底の整備その他子どもの虐待防止対策の充実・強化が図られた。

そこで、引き続き平成16年度に制定され平成19年度に改正された厚生労働法の手引きに基づき虐待のとらえ方について見ていくことにしよう。

（2）子どもの虐待のとらえ方

厚労省の記載によると、「子どもの虐待は、子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれのあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害である。（中略）子どもの対応に際しては、常にこうした認識に立ち、子どもの権利擁護を図るように努めることが求められる。また、もとより、子ども虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではないことはいうまでもない。（後略）」とある。現在最も対応に苦慮することの一つに、「しつけなのか、虐待なのか」ということに関して、周囲からは虐待と見えて

も親がしつけであると主張する場合に、どこで線が引かれるのかということが問題にされることである。さらには児童相談所等から訪問しても親がしつけであると言い張ったために見逃すこととなり、子どもの死にいたった事例も決して少なくない。明らかに虐待としつけは異なるものであるにもかかわらず、その違いが曖昧なままに認識されていることは現在の大きな問題であるといえよう。また、その実態は明確ではないが、一般的に虐待を受けて育った親が、子育てにおいて引き継いで子どもを虐待するケースがあることをこの文章の中では指摘している。虐待を受けて育つと親になった場合に虐待を自分の子どもにするという虐待の連鎖は一般的に主張されているが、実際にどうであるかについては「そうではない」という逆の意見もあり今後検討して明確にすべき問題であろう。

(3) 子ども虐待の定義

上述の報告書において子どもの虐待に関して非常に明確で具体的定義が記載されている。そこで少し長いですが、虐待を明確に認識するための基本となる事項であるので引用することとする。

まず、児童虐待防止法第2条において「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定され、

- ア. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- イ. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ウ. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者とし

ての監護を著しく怠ること。

- エ. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者一婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む一の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

と4つの行為類型が規定された。

具体的には以下のものが児童虐待に該当するとして上記の4類型を次のように説明している。

ア. 身体的虐待（第1号）

- ・外傷とは打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷など。
- ・生命に危険のある暴力とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなど。
- ・意図的に子どもを病気にさせる。

イ. 性的虐待（第2号）

- ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
- ・性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など。
- ・性器や性交を見せる。
- ・ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

ウ. ネグレクト（第3号）

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど・例えば、①家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、②重大な病気になっても病院に連れて行かな

い、③乳幼児を残したまま度々外出する、④乳幼児を車の中に放置するなど。子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。

- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。例えば、①適切な食事を与えない、②下着など長期間ひどく不潔なままにする、③極端に不潔な環境の中で生活させるなど。
- ・親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが死亡したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。
- ・子どもを遺棄する。
- ・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人がア、イ、又はエに掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。など

エ. 心理的虐待(第4号)

- ・言葉による脅かし、脅迫など。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すなど。
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・子どもの自尊心を傷つける言動など。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対して暴力をふるうなど。

以上が平成19年度の改正版での虐待の定義及び具体的説明である。この説明を読むと、昨今起きた虐待事件のほとんどすべてが網羅的に列記されており、一項目ごとに今まで報道されてきた事件を彷彿とさせられる。

この文章の中で度々使用されている「監護する」という言葉をどのように解釈すればいいのか疑問に思いつつ書き綴ってきた。本改

正版では非常に簡単に、基本的に児童福祉法第6条と同様に解釈すべきであると書かれているのみである。「監護」とは監督・保護することを意味しており、法律用語であるが、一見すると親の養育はそれだけの言葉で良いのだろうかという疑問を持たざるをえない。

精神分析の佐藤(1999)は児童虐待を「子どもへの権力の乱用である」と認識すべきと主張している。筆者もこの意見に賛成である。つまり「子どもに対して養育の力の次元で非常に強い立場のものが子どもに対してあらゆる面で過度に専制的であったり、放置する」ということになる。一般に心理学の過去の研究から、親の養育態度には、愛情の次元と力の次元があるといわれているが、この「力の関係」を考慮して考えていかなければ、新聞報道のように悲惨な死に至るような虐待だけが取りあげられたり、あるいは逆にしつけという言葉で終わらせてしまうことが起こるのだと考えられる。また、心理学における養育の中で重要なのは愛情の次元であると多くの学者によって実証されてきた。「監護」という言葉に疑問を呈するのは、心理学の立場から見ると愛情を感じさせられ得ない用語と感じられるからである。

2) 虐待の子どもへの影響について

虐待を受けた子どもは、重篤な心身への影響がまずあげられるのはいうまでもないことである。連日のマスコミの報道の多くは死に至るかあるいはそれに近い状態に陥った事件のみである。それだけでも前述のように多くの事例が発生しているが、身体的な影響だけでなく、発達の遅れ、成長してからも続く対人関係の障害、パーソナリティについてはアイデンティティ拡散、自尊心の欠如など障害にいたる深刻な影響があげられる。一方ではすでに触れたが、虐待の連鎖も指摘されており、どのようにして子どもを虐待から守るか

は重要な課題であると考えられる。

早期発見と早期の対応の重要性は誰も認識しているが、現実には家庭内で起きていることが多いために、なかなか発見することが難しいという問題がある。

そこで、まだ虐待ということが日本ではあまりいわれなかった時代に筆者自身が直面した事例を紹介して、いかに虐待防止の対策として官公庁等で提唱されている基本的考え方を実行することが難しいかと、それを超えていかに対応すべきかを考えたいと思う。

(1) 事例の紹介

当然であるが、1970年代の事例であるのですでに当該の母親は死亡しており、子どもにも了解を得ることができなかつたので、ここではかなり事実を変えた部分もあることは承知しておいていただきたい（すべて当時の年齢による）。

母親 A子。43歳 非常に裕福な家庭で育った。

女学校を卒業後、戦前に一度結婚をしたが相手が戦死したために実家へ帰り、その後3歳年下の男性と結婚。1960年代に離婚。子どもは女兒（当時8歳）が一人いたが、親権養育権は母親が持っていた。

2世帯住宅にして両親と同居するようになったが、父親は同居間もなく死亡し、母親とのみ同居することとなる。母親は裕福な商家の家付き娘であり、養子を迎えて昔からの非常に裕福な商家の女主人として、店の奥の長火鉢の前に座って一日キセルでたばこをくゆらせながら、店の使用人たちや奥で働く女衆を監督して過ごすという習慣が身についているという風情に見てとれた。

その娘であったA子は専業主婦であったが、離婚により生計をたてるために、保険の外交として初めて働きに出ることになった。性格は一見外向的に見えるが、実際には神経質であり、またプライドも高い。

このように経済的にすべて自分で負担せざるをえない生活を始めたために、子どもの存在が負担となったものと思われる。

この子どもであるR子について、小学校の先生から相談を受けたことから関わりを持つこととなった。

担任の教師の話では、これまでは非常にきちんとしたどちらかというと高級な洋服を着て登校していたのに突然服装が汚れたままであるとか、宿題をしてこないということが目立つようになった。忘れ物をよくする。また、朝食を食べずに登校していることが多い。一見教室でも落ち着き無く突然席を立てて歩き回ったりする。当時のことなので多動という用語はまだ使用されていなかったが、教師からの話では行動が荒れているという報告であった。学校からの呼び出しにも母親はまったく応じない。家庭訪問をしても祖母では全然話を通じず、夜遅くに電話で連絡がとれても学校でのことは学校の責任であるから、家では何の問題も無いのでほっておいてほしいという返事がかえってくるのでとりつくことができないのが実情であった。学校の教師からの相談を受けて、女兒の学校の放課後に当たる時間に家を訪問する。庭も家の中も散らかり放題である。大きな犬がいてかみ癖があるとのことでは知らないものは入りにくい。最初から子どもとはすぐにうち解けて話をすることができるようになり、一見勉強を見てあげるといふ家庭教師的役割をもしながら関わりをもつ。そのうち、母親はいったん朝会社に出かけてお昼には家に帰って寝ていることが多いことがわかる。時間は要したが徐々に母親とも世間話から始まりいろいろな相談事を聞くようになる。

「しんどい。子どもさえいなくなつたらもっと楽だったのに」という言葉が子どもにも絶えず言い続けられている実態を目の当たりにする。かわいくないわけではないが、生活することに必死の様子である。

遠足で朝から子どもが自分でお弁当をつかって持って行ったこと、運動会にお弁当を持って行けなかったことなどを子どもから聞く。それから、約5年間忙しくない限りは週に1度の割合で家庭に訪問を続けた。その間に母親も徐々に子どもの大事さの意味、今の生活の大変さと改善すべき点などについて理解しだし、また子どもも成長して自分で母親の家事を手助けするようになり、高校へ入学した時点で終結とした。その後も不定期ではあったが、親子双方から電話や手紙により近況の報告や相談があったが、特に問題として考えるべきことはなかった。

当時においては一見何の問題かと思われるような出来事であったが、子どもの中に生じた情緒的影響は大きく、子どもとはその後も不定期にはあったが、大学への入学、22歳で大学を卒業した後勤めだし、また35歳を超えてから結婚したがそれまでは節目毎に行き来してフォローをおこなう形となった。

この事例は、当時は虐待をいう言葉もほとんど使われていない時代の中ではあったが、ネグレクトの典型的な例であったと思われる。ただ、一つ救いであったのは母親が子どもに対する愛情をまったく持っていないわけではなくて、離婚・就職という体験のために母親も心理的支援を求めておりまた必要でもあったことから、ほぼ同時的に親子を並行的に支援し得たことも成果を得ることができた所以であろう。

(2) 児童虐待に対する心理学的対応についての実践的内容

児童虐待の上の事例はネグレクトと心理的・言語的虐待である。身体的な虐待はほとんどみられなかった。なぜ、ここでネグレクトの事例をだしたかという理由は、身体的および性的虐待の場合、まず医療的な対応を必要とする場合が多い(宮本 2005)が、ネグレクトや言語的・心理的虐待の場合は、心理

的な対応がまず必要なことが多いということからである。もちろん、過度のネグレクトの結果、身体的にも発達に障害を引き起こした事例や死に至った事例も新聞等で報道されており、そのような場合はまず医療的対応を必要とすることはいうまでもないことである。

虐待による子どもへの影響は、身体的側面と認知発達の側面及び情緒的側面に分けて考えることができるであろう。認知的発達については言語的発達の遅れのほかに、能動的な活動や関心および感情の抑制があげられよう。子どもが自分で周囲に関心を持ち働きかけをすることにより親に叱責や、あるいは身体的虐待を加えられることをいったん学習すると行動についても感情的にも動かなくなってしまふ。また、情緒的影響は心理学だけでなく世間でも一般的に言われるようになったPTSDの問題を引き起こす。その結果対人関係や感情体験に問題をかかえるということになると思われる。事実、上述の事例の場合も、中学、高校、大学と進学する度に心理的不適応を引き起こすという事態を繰り返した。対人関係における他者との距離の取り方は非常に困難であり、特に異性との対人関係に大きな困難をきたすことが多かった。また、かなり高年齢になってそれまではまったく拒否していた結婚もしたが、自分自身の子どもを持つことは拒否して配偶者も納得せざるを得なかった。しかし、このケースの場合は配偶者の理解が十分になされたためにその後は幸福になったとの便りがあって、それ以後はほとんど音信不通になった。平成19年の厚労省の改正版では子ども虐待防止対策の基本的考えとして、以下の視点を基本に据えて施策を展開することが必要であるとして、3点を挙げている。その3点を要約すると

- ① 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援、つまり子どもが心身ともに健全に成長し、社会的自立に至るまでの支援をすること

- ② 親子の再統合の促進への配慮その他虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした、子どものみならず親を含めた家庭への支援
 - ③ 虐待の発生予防・早期発見からその後の見守りやケア、親子の再統合の支援にいたる関係機関の連携による支援
- である。

これらの基本的考えは非常に重要な視点ではあるが、実際に虐待に対応した経験から考えるとどれも現在の日本社会では困難を伴うことが多いといわざるをえない。

最近の学校の教師からの相談の中で明らかにネグレクトと思われる事例がある。被虐待児と関わる教員がその対応に疲れ切つてどのようにすれば解決の糸口が見いだされるのかを見失ってしまっているが、これは西澤(1994)の指摘した「虐待を受けて育った子どもは、自分に関わりを持ってくる大人に対して挑発的な言動や態度を示し、その人から怒りや攻撃性を引き出してしまふことが多い。これは原因ではなくて結果なのである」ということに要約されるものといえる。

私たちが被虐待児に接するときには人間関係の構築の過程で虐待的人間関係を再構築しないことが必要である。往々にして子どもは愛情に飢えているにもかかわらず、対人関係スキルの発達をなしえていないために、ある時には暴力的身体接触を求めたり、ある時は暴言を投げかけてくる。このような状況の中に巻き込まれないでしかも理解することがまず必要である。

我が国で施行された上述の児童虐待防止法では、虐待は学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のあるものに対して子どもの虐待の早期発見の努力義務が規定されている。また、発見した国民すべてに、児童相談所ならびに福祉事務所への通告の義務があることが規定されている。

1990年に京都でおこなわれた第22回の国際応用心理学会において、「法律と心理学」という当時の日本の心理学の状況からすると一見奇妙なシンポジウムがあり、出席して驚いたのは、すでにUSAではこのような問題への対応として法律、社会福祉関係、医学関係、心理学関係の諸学者及び団体が連携して問題に対処していたことであった。当時の社会においては果たしてこのような対応の必要があるのかという疑問と、いや日本でもこのような取組が必要なのではないかという思いが交錯したが、日本は取組が遅れているということはまがうこともない事実であった。

3) 対象である人への対応

(1) 子どもについて

子どもの虐待の発生要因として、柏女(2001)は、①親の生育歴を含めた親自身の問題、②夫婦関係や家族の病気、単身赴任などストレスフルな家庭状況、③近隣や親族を含めた社会からの孤立状態、④よく泣く、なだめにくいその他のいわゆる「手のかかる子」「育てにくい子」や慢性疾患、障害を有する等の子どもの要因、⑤いわゆる母子分離体験、相性の悪さなど親と子どもとの関係をめぐる状況などの複合要因が元になって発生することを指摘している。これらの要因のすべてが虐待の誘発要因として断定し得るということではないし、最も困難な状況にあっても健全な状態の家族は多いといえる。柏女によるとこれらは虐待を生み出す危険性のあるリスク要因であると示唆している。このような言及から考えるとどのような子どもが虐待を受けるかという原因論を考えることはあまり得策ではないと思われる。あるいは、あり得ないことを願うが、どのような親でも状況によっては虐待を行う可能性はあるという方が実態に合っているとも思われる。

いずれにしても先に述べた法律の制定施行

により、子どもに対して虐待が発見されたら速やかに通告するとともに子どもの安全を確保する必要がある。

滋賀県においては児童虐待防止対策連絡協議会を立ち上げて関係機関の連絡調整を行うための要綱を策定し、特に虐待防止に努めている資料がインターネットにより入手できた。この中では、まず、虐待は事例によって、その緊急性や危険度が異なるという認識により虐待のレベルを重度、中度、軽度、危惧に分類し、それぞれのレベルによる対応を判断の目安として図式化して捉えている。

ちなみに、状態の例として、危惧は、虐待行為をしてしまいそうになる、親子で楽しく遊ぶことも多い、育児不安、ストレスがある、相談・援助を求めているであり、子育て支援により虐待の未然の防止、早期対応のための相談を市町村の親子教室で行うことが必要とされている。その上の軽度の虐待の状態例としては、時折、身体的虐待を受けているが、社会集団には参加している、虐待の自覚があり援助をうけているが、虐待行為は継続しており、この場合には市町村および県地方振興局地方健康福祉部において相談だけでなく個別支援を継続的に行う必要があるとしている。中度の虐待の状態例としては、直ちに生命の危険はないが、身体的虐待を度々認める、食事を与えられていない、子ども達だけで夜を過ごしており、単に個別で継続的支援を行うだけではなく、県地方振興局地方健康福祉部、市町村子ども家庭相談センターが調査し判断して通告する必要があるとしている。最後に重度のレベルにおける状態例としては、生命に危険があるような加害行為、受診を拒否する、虐待を否定し、援助を拒否する、性的虐待を受けており、生命の危険あるいは死にいたる場合があり、緊急通告を行うと同時に警察・司法、子ども家庭相談センター、県地方振興局地方健康福祉部などが緊急に介入する必要があるとしている。多くの子どもが虐待

の犠牲になっている状況をふまえた上での対策であるといえる。

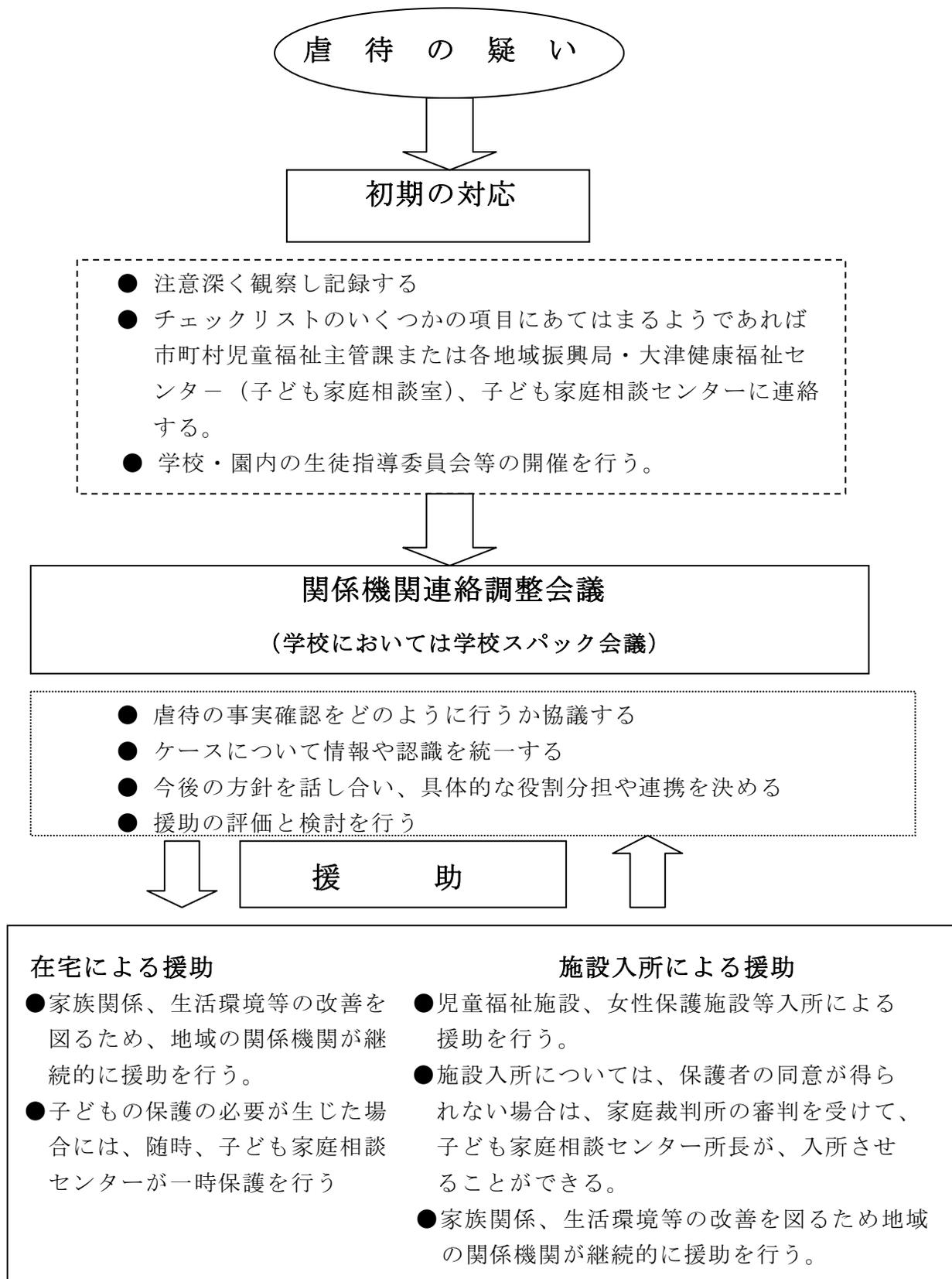
しかし現状では通告しなければいけないことすら知らない場合が多くある。また、通告を受けた機関がいつの段階で対応すべきかを考えている間に悲惨な事件がおきてしまったという場合も少なくなく、通報の段階でなかなかスムーズにはいっていないと思われる。つまり、児童相談所や警察における通報に対する対応の悪さが悲惨な結果にまで至るケースが多いのが現状であろう。図1は滋賀県で作成された子どもの虐待の発見から対応までの流れについての説明図である。

この対応の図式を見た時、まず問題として認知したのは、この流れに沿って援助まで至るためにはどのくらいの時間を要するのかという問題であった。早急な介入が必要な場合も決して少なくないのが現状である。昨夏のシンポジウムで社会福祉施設の施設長が経験から発言していた内容から省みて考えた場合にも、施設に収容されている子は安全でも、家庭環境が即時的に大変換をすることは容易なことではない。その中で試験的に帰宅した子どもが、時間をかけて施設内でしてきた心理臨床的な援助がほとんど無用であったかのように元に戻ってしまっていた事例もしばしば聞くことである。さらには子どもへの援助は単に心理臨床的に心のケアをするだけでは十分ではなく、心身ともに各子どもに即して適切な臨床発達心理学的援助及び教育を行うことが必要であるといえる。

(2) 家庭・学校・地域の中で

政府においても近年子どもの虐待に対する関係法の運用の強化を図ったり、各種の事業が開始されだした。また、各都道府県、市町村でもそれぞれ独自の事業を開始しだしたことは先に引用した滋賀県だけでなく、東京都でも大々的な取組を行っており、それなりの成果を上げていることがインターネットの検

図1 虐待の発見から援助までの流れ（滋賀県児童虐待防止対策連絡協議会資料より引用）



索結果からもみることができる。今手元にも警察庁生活安全局少年課のだした被害児童が死に至った児童虐待事件に関する調査結果、大阪市教育委員会の児童虐待防止のための検討委員会の報告書、京都市のシンポジウムの資料をはじめ東京都、神奈川県、福島県等々多くの対策施策の資料がある。どれもその中で取りあげていることはほぼ同じであり、虐待の危険のある家庭の把握、保護者への啓発活動、教職員の研修、医療機関の支援体制の確立、連携による支援体制の確保、虐待を認めない社会づくり等である。しかし、どれも一見もっともな策であるように見えるが、実際にはどのようにすればその方策を実施できるのかという点で今だしの感が強い。毎日新聞の2000年11月1日の夕刊によると、虐待者の続柄は実母が58.0%と最も多く、ついで実父で25.0%であり、義父7.0%、義母2.3%、その他7.7%であることが報道された。この統計結果だけから見ると父親の方が多いのではないかと、昔から言われてきた継子いじめが虐待につながっているのではないかという一般的な考えは完全に覆されている。しかし、報道を詳しく見ると、確かに実母、実父の虐待が多いがその背景として、弾みで若くしてできちゃった結婚をして望んでもいなかったのに10代で子どもを産み、子育てををはじめたが、まだまだ遊ぶことの方に興味があり子どもが邪魔な存在と感じられる場合、あるいは一応結婚はしたがまったく価値観も生活観も異なっており、すぐに離婚をしてその後違う異性と再婚をしたために、子どもが邪魔に感じられたなどという場合も少なくないのが現状であり、単に統計結果から虐待者の半数以上が実母であるとのみ力説することは現状とは合致していない社会的問題が背景にあることも認識する必要がある。さらに加えて、現在の家族形態の多くは核家族であり、しかもマンションでの居住形態が非常に多くなっている。マンションは一見住みやすく安全の

ようであって、実際には近所つきあいという日本社会に古くから行われていた特有のコミュニティのあり方を大きく変えた。近隣とのつきあいは良い面と悪い面とを併せ持っている。しかし、困った時、特に初めての育児で不安になり、あるいは困っているとき等に近隣に助けてもらえる人が例え親戚ではなくてもいる場合には非常にありがたい存在となり、経験による援助を期待できる。現状ではマンションだけでなく近隣社会におけるつながりは非常に希薄になり、ほとんどお互いの顔も知らないのが都会における現状である。

学校の登下校でさえも子どもは危険にさらされているのが現代社会である。子どもは学校から一斉下校をし、子どもの帰道にはパトロール役の父兄が巡回をしている。このような状況の中で放課後に帰宅した後、外で遊ぶことができにくいために家の中で一人で遊ぶという子どもが少くないのは昨年に行った子どもの放課後の調査から明らかになった。放課後家にずっといるということに加えて、少子化により兄弟姉妹が少ないために親の関心は当然子どもに向けられる。その結果が虐待増加の一因になっていることも想像に難くない事実である。

そこで特に児童虐待のなかでも周囲になかなか把握しにくいネグレクトを中心に考えてみる。

4) ネグレクトおよび心理的・言語的虐待について

先述のごとく、虐待は児童虐待の防止等に関する法律の第2条において4つ規定されている。

1. 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
2. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような

著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

4. 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

この中で3のネグレクトについては、子どもの健康・安全への配慮を怠っていること、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断）、食事・衣服・住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など、親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたりする事件、子どもを遺棄することが具体的な例としてあげられていることは平成19年の改訂版において具体例として詳細に述べられていた。また、心理的虐待は暴言や差別など心理的外傷を与える行為であり、ことばによる脅かし、脅迫など、子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、子どもの自尊心を傷つけるような言動など、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをすることがあげられている。

ネグレクトは一般的にはまだまだ非常に理解の乏しい虐待であり、また未就学児の場合には家庭内での出来事がなかなか外からはわかりにくいこともあり、発見が遅れる場合が多いのが現状であろう。また、ネグレクトには心理的・言語的虐待も伴っていることが多い。しかし、どこまでがしつけでどこからが虐待かという質問をよくされる。昨年行なった一般の幼児を育てている母親の子ども観の調査結果において、「子どもは私の生活の時間を奪っている」「子どもの存在は私を束縛している」など、子どもを否定的にしか捉えられない母親がかなりいたことからネグレクトに関する理解の必要性を大いに感じた。調査結果においては、子どもを「大切な存在である」「子育ては私にとって生き甲斐である」「子育ては非常に楽しい」といった子どもの存在の意義を肯定的にしかも大切な存在

として捉えている母親の方が圧倒的に多かったことも重要な結果であった。今年の夫の育児参加に関する調査（未発表）から、特に核家族で夫は仕事に忙しいために育児への協力がなかなか得られないということが明らかになった。このような状況の中での子育てにおいては、子育て不安も相俟って子どもを否定的な存在と見なす傾向に陥る危険があるものと考えられる。

5) 提案

昨年おこなった調査結果からも、地域社会の中で核家族化した若い世代の母親たちは孤立しており、子育てに関して高学歴化した結果として一般的な知識は持っているが、子育てに必要な知恵を持っていないこと、経済的・物質的に日本社会は非常に発展した結果、子育ても一種のファッションと化しており、あるいは工夫をしなくても種々の一見便利なものが氾濫しているために、手作りの子育てをしなくなっていること、またはできなくなっていることなど、虐待の温床にもなりかねない社会状況になっていることが窺われる。

かつては、たとえ親元からは遠く離れていても近隣に誰彼と無く知恵を授けてくれる中高年の人がいたことによって、不安を解消して安心して子育てができていた。今、ネットワークの構築ということが施策として声高に提唱されている。しかし、ネットワークを作る時間的余裕がないほどに状況は逼迫しているように思える。

そこで、平均寿命の延びとそれによる少子・高齢化社会といわれている現在、健康な中高年の人たちを活用することは有用な解決になるのではないかと思われる。自動車の駐車違反の摘発もいいが、虐待についての研修をして昔とった杵柄で、子育てについての知恵と虐待の防止のための援助をする中高年の人材の育成をネットワーク作りとともに行う

ことは日本社会の今までのあり方から考えて有効な解決方法になるものと思われる。現代の若い親たちは高学歴化にともなって、発達に関する知識は有り余るほどに持っている。しかし持っている知識では生活に役立つことにはならない。昔から「おばあちゃんの知恵袋」という本の題にも見られるように、知識はなくても多くの経験をして生活をしてきた知恵は非常に貴重なものである。あるいは世代間のギャップを指摘する旨もあろうが、お互いに理解できないのではなく、相互理解の努力が放置されていることが問題なのである。電話相談等についても専門家とは誰なのだろうか、多くの子どもを育ててきた中高年の人材も学識的な専門家に勝るともおとらぬ存在であると思われる。

地域社会の希薄化してしまった近隣の連携を取り戻すことこそがまず行うべき施策ではないだろうか。

さらに、学校教育の中における性教育の教育内容の再検討も必要であるといえる。1970年代から「性の解放」とか「フリーセックス」と声高に報道され、間違った方向での青少年の性への関心が高まってきている。一方でHIVの危険性についての話の必要性が説かれながら、学校教育の現場において愛情を持たずしての性行動の結果が妊娠出産に通じることの意味はほとんど教えられていないのが現状である。しかも一般社会の中では、性に関する情報が氾濫しており、視覚的にも聴覚的にも、また雑誌やビデオなどによってもいつでもどこでも手に入れることは可能になっている。その結果として正しい性の知識を持たないで行為に奔るといふ若者が増加しており、性犯罪の増加にもつながっている。この問題もないがしろにする事のできない大きな問題であるといえる。

いずれにしても、虐待については、学問においても医学、社会福祉学、社会学、心理学は当然であるが、それに加えて法律学、教育

学、哲学、生物学、人間学など多くの学問領域の学際的な連携が必要である。また、一般の社会生活においても、専門家だけでなくすべての人たちに十分な虐待についての知識の伝授をして協力して防止することが必要であるといえる。

文献

- 柏女霊峰 2001 子ども虐待対応の到達点と相談援助の課題 発達別冊 子ども虐待への取組 26, 13.
宮本信也 2005 児童虐待の現状と問題点 小児科診察 特集：児童虐待をめぐって 68, 201-207.
西澤哲 1994 子どもの虐待 誠信書房
佐藤紀子 1999 児童虐待とは何か—その要因と実態— 児童心理 子どものいじめの背景と対応 713号 (4月増刊号), 2-14.

資料

- <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/index.html>
厚生労働省 子ども虐待対応の手引きの改正について (平成19年1月23日雇児発)
http://www.law.keio.ac.jp/~hkatoh/gyakutai/2_1_B.htm
http://dailynews.yahoo.co.jp/fc/domestic/child_abuse/
<http://www.pref.shiga.jp/e/kodomokatei/kosodatehomepage/child-aabuse/manual/tebiki.html>
滋賀県子どもへの虐待防止
早期発見・早期援助のてびき (改訂版)